

神戸市 農業委員会だより

2023年度（秋号）

発行：神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388

第60回～62回 月例総会 結果報告

【現地調査を実施】

会議に上程する案件を審議するため、農業委員と事務局職員で8月17日、10月17日に現地調査を行いました。



【審議・決定結果概要】

月例総会の結果は以下のとおりです

総会開催日【60回】8/30（水）
【61回】9/29（金）
【62回】10/30（月）

		件数		
		60回	61回	62回
農地の権利移動（法3条）	所有権移	8	1	5
農地の権利移動（相続等、許可不要）（法3条の3）		5	6	5
権利移動を伴わない転用（法4条）	市街化区域	5	5	2
	調整区域	3	3	1
権利移動を伴う転用（法5条）	市街化区域	6	0	14
	調整区域	2	0	3
賃借権の解約（法18条）		0	10	5
利用権の設定		8	21	69

【地域計画】

市では現在、地区毎に「地域計画」の概要説明や農地に関するアンケート調査を実施しています。

また、調査結果を元に地図を作成し、地域課題や将来の農地の利用方針について話し合いを行っています。

地域計画の概要、アンケート調査様式、地区の地域計画策定状況は市ホームページで掲載しています。



市ホームページ
「人・農地プランから地域計画へ」

【新規就農者のご紹介】

8月から10月に新たに新規就農された方は次のとおりです。

地元の皆様、どうぞよろしくお願ひします。

新規就農者	年齢	就農地
中西 弘幸	40代	西区神出町
山下 和志	50代	西区櫛谷町
植田 健太	20代	西区岩岡町

農政施策に関して市長と意見を交わしました！

農業委員会では、従来から、農政施策に関する課題を踏まえた意見を取りまとめ、市長に提出してきました。

今年度は地域で活躍している様々な農業者を農業委員・推進委員が取材し、農業者や地域の抱える課題、また、課題解決のために実行されていることを動画に記録しました。

9月12日（火）に前中農業委員会会長はじめ4名の役員が久元神戸市長を訪ね、作成した動画の視聴と意見交換を行いました。

意見交換では、新規就農者の支援、栽培施設の老朽化、規格外農産物の活用や都市住民との交流の取組などについて幅広い議論が交わされました。

引き続き農業者の思いが市政に反映されるよう活動を行ってまいります。



第60回 月例総会

第14回 農地利用最適化推進委員

第8回 定期総会を開催しました！

8月30日（木）、三宮研修センターにおいて第60回月例総会・第14回農地利用最適化推進委員会・第8回定期総会を開催しました。

定期総会では、「令和5年度農用地利用最適化推進施策に関する意見」などについて報告し、各地域の特色のある農業経営や課題について、意見交換を行いました。



【農地の相続等に関する手続きについて】

農地の権利を相続（遺産分割、包括遺贈を含む）、法人の合併、時効取得等により取得した場合は、その農地のある農業委員会へ届け出る必要があります（「農地法第3条の3第1項の規定による届出」）。

届出は権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内に行ってください。

なお、この届出は権利取得の効力を発生させるものではありません。

【提出書類】

①届出書（市のホームページからダウンロードできます）

②農地の権利を取得したことが分かる書類（土地登記簿謄本の写し（相続登記後）、遺産分割協議書の写しなど）

③代理人が届出する場合は委任状

農業委員会よりお知らせ

利用権設定の更新時期です！

～利用権設定とは～

利用権設定等事業とは、農業経営基盤強化促進法に基づく事業で、農地の貸し借り等の推進を目的としたものです。この事業の対象農地は市内の市街化調整区域の農地に限られますが、手続きされた農地については、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移動が行われることになります。

～利用権設定による農地の貸し借りの特長～

- 1、農地の貸し借りは、契約期間が満了すると自動的に終了します。
- 2、期間満了時の離作料は不要です。
- 3、期間満了前に、貸手・借手の双方に通知されます。
- 4、期間満了後も利用権の再設定により継続して貸借できます。
- 5、相続税納税猶予の適用農地も貸すことが可能です。
(但し、終身農地利用が義務づけられます)。

～新たな農地の貸し借りについて～

新規に農地の貸し借りを希望される農家の方につきましては、農業委員会事務局および農業委員会相談窓口(西・北農業振興センター内)にて、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

神戸市農業委員会事務局 TEL：078-984-0387
農業委員会(西)相談窓口 TEL：078-939-3860
農業委員会(北)相談窓口 TEL：078-982-8830

更新手続きについて

利用権設定の期間満了が近づくと、農業委員会から更新手続きのご案内を貸手と借手の双方に送付します。

【北区の農地】

北区については、12月を利用権の終期としています。令和5年12月31日に終期を迎えられる貸手・借手の方々への更新手続き書類は9月に郵送し、現在、更新手続きの受付を行っています。更新手続きを希望される場合は、書類にご記入の上、期日までに農業委員会までご提出下さい。

【北区以外の農地】

北区以外では、3月を利用権の終期としています。令和6年3月31日に終期を迎えられる貸手・借手の方々には11月頃までに更新のご案内と手続き書類を郵送させていただく予定です。

期日までのご提出にご協力をお願いします。

【農地の貸し借りの手続きが変わります！】

変更のポイント

- 貸手と借手の相対による利用権設定の手続きの廃止
- 貸手と借手の間に農地中間管理機構(農地バンク)が入った「農地中間管理事業」に貸借を統一

【農地中間管理事業の主な特徴】

- ・貸付期間は、原則10年以上
- ・固定資産税が一定期間軽減されます。(要件を満たす場合に限る)
- ・相続税・贈与税の納税猶予は継続されます。
- ・地域に集積協力金が交付されます。(要件を満たす場合に限る)

■経過措置として、次の期間に限り、これまでと同様に、利用権設定の手続きができます。

令和7年3月31日まで

ただし、その農地を含む地域で「地域計画」を策定する場合、策定日の前日まで

※新規手続き・更新手続きとも可能です。
※貸借期間が令和7年3月31日を越えても契約は有効です。

農地の利用状況調査について

農業委員会は、農地法第30条に基づき、毎年1回、管内の農地の利用状況についての調査を行い、さらに、遊休農地の所有者に対し、利用意向調査を実施しています。

今年度も12月上旬から中旬にかけて、農業委員会が地域を巡回し、農地の利用状況を調査します。

調査後は、遊休農地に対して農地への復元を促すなど解消を図っていきます。

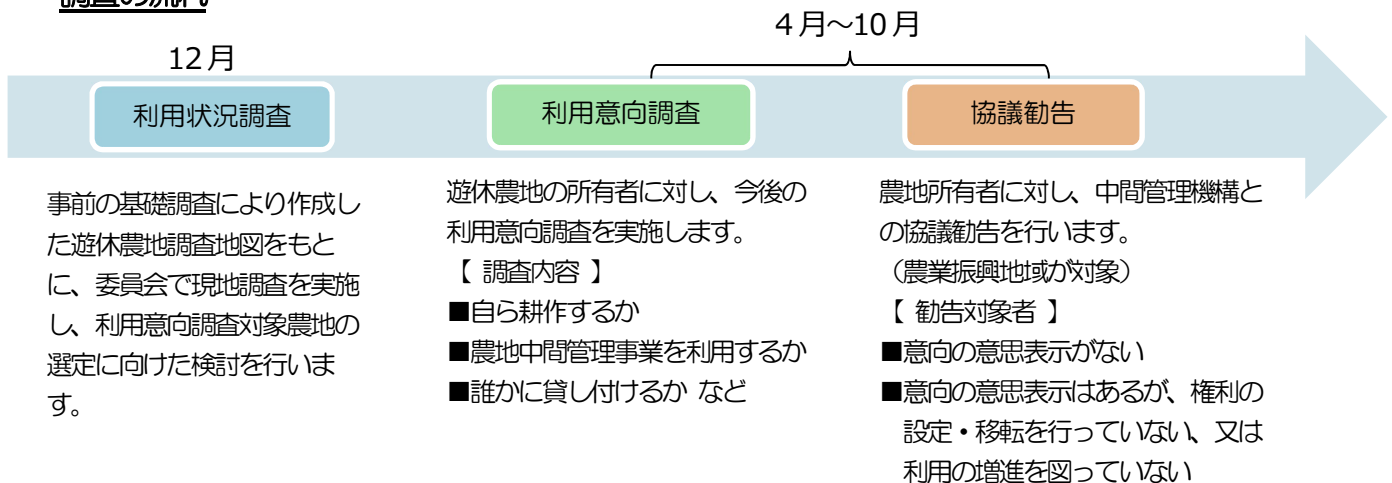
調査の際には、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



遊休農地と判断される農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている。

調査の流れ



近年、農業者の高齢化や相続による不在地主の増加などにより耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地が増加しています。遊休農地は農地としての機能を損なうだけでなく、ゴミの不法投棄や病害虫の発生など、周辺にさまざまな問題を引き起こします。遊休農地になると、地域の営農にも迷惑がわかり、生活している人々の住環境などにも悪影響を及ぼします。一度、遊休農地になると、復元に労力や費用がかかるとともに、借り手を探すのも困難になります。農地が荒れる前に、関係機関などにまず相談をしましょう。

農地は、有効活用できるようにしましょう！



【神戸市農業委員会の今後の活動（予定）】

- 第64回 月例総会 12月25日（月） 午後2時から（三宮ビル東館）
- 第65回 月例総会 / 第15回 推進委員会 / 第9回 定期総会
1月30日（火） 午後2時から（場所未定）
- 第66回 月例総会 2月29日（木） 午後2時から（三宮ビル東館）



会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。